

I 建設工事の入札に係る最低制限価格の算定式の改定

1 概要

地元業者の健全な育成と更なる工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格に係る算定式について改定する。

2 現行及び改定

【土木一式工事】

	現行（平成 29 年 9 月 30 日まで）	改定（平成 29 年 10 月 1 日から）
算定式	直接工事費 × 0. 9 5 + 共通仮設費 × 0. 9 + 現場管理費 × 0. 9 + 一般管理費 × 0. 5 5	直接工事費 × <u>0. 9 7</u> + 共通仮設費 × 0. 9 + 現場管理費 × 0. 9 + 一般管理費 × 0. 5 5

【建築一式工事】

	現行（平成 29 年 9 月 30 日まで）	改定（平成 29 年 10 月 1 日から）
算定式	直接工事費 × $9 / 10 \times 0. 9 5$ + 共通仮設費 × 0. 9 + 【直接工事 × $1 / 10$ + 現場管理費】 × 0. 9 + 一般管理費 × 0. 5 5	直接工事費 × $9 / 10 \times$ <u>0. 9 7</u> + 共通仮設費 × 0. 9 + 【直接工事 × $1 / 10$ + 現場管理費】 × 0. 9 + 一般管理費 × 0. 5 5

3 特例措置

土木一式工事（災害復旧工事含む。）、建築一式工事（解体工事含む。）等、全ての工事について補助事業または単独事業及び発注金額にかかわらず、上記の算定式から求められる額の率に 3%加算した率をもって算出した額を最低制限価格とする。

ただし、3%加算した率が 90%を超える場合にあっては 90%とする。

4 実施時期

平成 29 年 10 月 1 日以降、入札公告及び入札通知を行うものから適用。

II 測量・建設コンサルタント等業務の入札に係る最低制限価格の算定式の改定

1 概要

地元業者の健全な育成と更なる業務の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格に係る算定式について改定する。

2 現行及び改定

【測量業務】

	現行 (平成 29 年 9 月 30 日まで)	改定 (平成 29 年 10 月 1 日から)
算定式	直接測量費 × 1.0 + 測量調査費 × 1.0 + 諸経費 × 0.45	直接測量費 × 1.0 + 測量調査費 × 1.0 + 諸経費 × <u>0.48</u>

【土木関係の建設コンサルタント業務】

	現行 (平成 29 年 9 月 30 日まで)	改定 (平成 29 年 10 月 1 日から)
算定式	直接人件費 × 1.0 + 直接経費 × 1.0 + その他原価 × 0.9 + 一般管理費 × 0.45	直接人件費 × 1.0 + 直接経費 × 1.0 + その他原価 × 0.9 + 一般管理費 × <u>0.48</u>

※ただし、平成 23 年 8 月以前の費目構成により積算する業務については、次の算定式による。

直接人件費 × 1.0 + 直接経費 × 1.0 + 技術経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6

【建築関係の建設コンサルタント業務】

	現行 (平成 29 年 9 月 30 日まで)	改定 (平成 29 年 10 月 1 日から)
算定式	直接人件費 × 1.0 + 特別経費 × 1.0 + 技術料等経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6	直接人件費 × 1.0 + 特別経費 × 1.0 + 技術料等経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6

3 実施時期

平成 29 年 10 月 1 日以降、入札公告及び入札通知を行うものから適用。